

平成 27 年度も支給されます 2つの給付金 (臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金)

ただし、昨年度から支給額などが変更されています。

○昨年度との違い

	支給対象者	平成 27 年度	平成 26 年度
臨時福祉給付金	平成27年度分市民税(均等割)が課税されていない人 (課税されている人の扶養親族などや生活保護制度の被保護者を除く)	支給金額 1人当たり 6,000円 【加算なし】 申請受付時期 未定(※1)	支給金額 1人当たり 10,000円 【年金受給者などに加算(5,000円)有り】
子育て世帯臨時特例給付金	平成27年6月分の児童手当受給者で、平成26年の所得が児童手当の所得制限額に満たない人	支給金額 児童1人当たり 3,000円 申請受付時期 6月以降(※2)	支給金額 児童1人当たり 10,000円

▶両方の給付金を受給することができるようになりました

昨年度は、2つの給付金の両方を受給することはできませんでしたが、今年度はそれぞれの給付金の対象であれば、どちらも受給することができます。

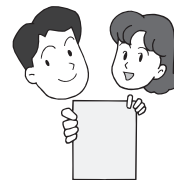
○申請受付について

- ※1 詳細が決まり次第、広報ひこねなどでお知らせします。
- ※2 6月初旬に困保課年金課から「児童手当・特例給付現況届兼子育て世帯臨時特例給付金申請書」を送付します。

申請書と現況届が同じ用紙になります。6月中に困保課年金課に提出してください。

詳しくは、広報ひこね6月1日号でお知らせします。

なお、公務員の人は5月31日時点で住民登録のある自治体に申請してください。申請書の交付など詳細は、所属の官公庁にお問い合わせください。



問い合わせ先 困保課年金課 ☎ 30-6136、困臨時給付金支給室 22-1411 (内線376)、FAX22-1398



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
振り込め詐欺や**個人情報の詐取**にご注意ください

今月の納税 6月1日(月)までに納めましょう

固定資産税 (第1期) 問い合わせ先 固定資産税に関すること: 困税務課資産税係 ☎ 30-6138
軽自動車税に関すること: 困税務課諸税証明係 ☎ 30-6108
軽自動車税 (全期) FAX (共通) 22-1398

※口座振替ではない人で、納付書が届いていなければ連絡してください。